

令和 年 月 日

青梅市長 殿

同 意 書

下記生産緑地の買取り申出することおよび当該土地に存する権利について、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の規定にもとづき、同法第12条第1項または第2項の規程による買取る旨の通知書の発送を条件として当該権利を消滅させることに同意します。

記

1 生産緑地の所在および地番

2 買取り申出者

住 所	氏 名

3 当該生産緑地における権利者

住 所	氏 名	権利の種類

以 上